

ソ連の極東戦略と国際秩序

花田 智之

はじめに

本稿は、両世界大戦期のソ連の極東戦略と国際秩序について、主に日ソ関係史における戦争と外交に注目して、近代東アジアの安全保障環境におけるソ連（ロシア）要因の実相を明らかにする。東アジアは地理的に日本、中国、朝鮮半島を含む地域を意味しており、厳密に言うとソ連は含まれていない。しかしながら、両大戦期を通じて、ソ連は極東の大国として東アジアの安全保障環境における重要なアクターとなった。

この時期の日ソ関係史は、大国間関係を基調とした「戦争と平和の共存」として表現することができる。これは1918年に開始されたシベリア出兵及び北樺太での「保障占領」を前史としながら、以下の3つの時期に区分することができる。第1期は、1931年の満洲事変とその後の満洲国建国によって満ソ国境地域での緊張度合いが増大するなか、日本は日独防共協定の締結に基づいて反ソ・反共体制を形成し、ソ連はモンゴル人民共和国（モンゴル）及び中国国民政府との軍事同盟によって集団安全保障体制を形成した。これらは1939年のノモンハン事件（ハルハ河戦争）と独ソ不可侵条約の締結により、ソ連の極東での軍事的勝利と欧州での外交的勝利という結末を迎えた。第2期は、第二次大戦開戦後の日ソ国交調整により、第二次近衛文麿内閣が掲げた、「日独伊ソ四国協商」構想に基づく大英帝国の解体と勢力圏分割案が志向された。この国際秩序構想は実現に至らなかったものの、1941年4月に日ソ中立条約が締結され、極東での安定的な国際関係が形成された。第3期は、太平洋戦争期に日ソ中立条約が交戦する両陣営（連合国と枢軸国）を結ぶ外交ルートとして存在するなか、1945年のソ連の対日参戦（日ソ戦争）と鈴木貫太郎内閣の対ソ終戦外交の失敗により、日ソ両国の大国間関係が終焉した。ソ連は東アジアでの権益確保に成功し、北方領土問題は勢力範囲の問題から領土問題へと転換した。

これらの見地を踏まえて、本稿では、ソ連が満洲事変後に本格的に着手した極東戦略の全体像を戦争と外交の観点から明らかにする。そして日ソ両国の2つの「戦争史」である、ノモンハン事件とソ連の対日参戦に注目して、ソ連がこれらの戦いでの勝利を最大限に利用して、東アジアの国際秩序形成に重要な役割を果たしたことを論じる。また、両大戦期の終わりが日ソ関係史に存在していた大国間関係の終焉だけでなく、アジア冷戦の始まりを意味していたことも述べる。なお、本稿にて、大国間関係という言葉は「政治・外交

安全保障の分野などで強大な力を有し、国際的影響力を及ぼすことのできる主権国家同士の関係」と定義する¹。

1. 満洲事変後のソ連の極東戦略

(1) ソ連の対日強硬路線の確立

満洲事変とその後の満洲国建国に対する強い警戒感から、ヨシフ・スターリン (Joseph V. Stalin) 書記長を始めとしたソ連指導部は、極東防衛に大きな関心を払った。特に1933年から開始された第2次5カ年計画に基づいて、基幹部隊となった特別赤旗極東軍の大幅な兵力増員や技術装備の強化がなされ、極東における大規模な軍事建設を通じてソ連軍(赤軍)の近代化を段階的に達成していった²。また、海上防衛では、1932年4月に極東海軍(1935年1月に太平洋艦隊に改編)が設立されると、アムール川流域に軍港都市コムソリスク・ナ・アムーレの建設が着手され、海軍基地、造船工場及び航空機工場などを建設するための特別建設部隊が編成された。これらは同地域の国境防衛だけでなく経済開発も目的としており、重工業・軍需産業の発展に寄与したとされる³。さらに極東の沿岸防衛も整備され、ウラジオストク、ペトロパヴロフスク=カムチャッキー、アレクサンドロフスク=サハリンスキーなどの沿岸都市の兵力増員がなされた。特にウラジオストクには新たな大砲が配備され、軍港都市の要塞化が進められた⁴。

これに関連して、スターリンとの政治的確執は存在したものの、極東の軍備増強を重視していたのが、ミハイル・トゥハチェフスキー (Michael N. Tukhachevsky) 元帥であった。彼は1920年のポーランド軍とのヴィスワ川の戦いで敗退への反省から、連続作戦の必要性を認めた上で「軍事作戦領域における戦術」の理論構築を追求して「縦深戦術理論 deep battle theory」を体系化した。この軍事理論は1936年の『赤軍野外教令』にて展開され、縦深作戦は「敵の防御縦深への航空部隊と砲兵部隊による同時攻撃、戦車部隊

1 ポール・ケネディは自著(鈴木主税訳)『大国の興亡』(草思社、1993年)にて、1500年以降の国家間の権力関係だけではなく、世界的な経済バランスの変遷もたどりながら、主要各国の戦略と経済の相互作用を明らかにした。また、ドミニク・リーベン(松井秀和訳)『帝国の興亡』(日本経済新聞社、2002年)にて、権力の6つの要素(軍事的、政治的、経済的、文化的、地政学的、人口学的要素)を定義した。本稿では、大国間関係における経済の重要性を認めながらも、両大戦期の日ソ両国が外交・安全保障に重きを置いた国家戦略を採用したことと鑑みて、日ソ関係史における戦争と外交に注目した。

2 A.S. ローシキナ、K.E. チェレフコ、Ia.A. シュラートフ(花田智之訳)「スターリンの日本像と対日政策」五百旗頭真・下斗米伸夫・A.V. トルクノフ・D.V. ストレリツォフ編『日ソ関係史：パラレル・ヒストリーの挑戦』(東京大学出版会、2015年) 272頁。

3 富田武『スターリニズムの統治構造』(岩波書店、1996年) 40頁。

4 麻田雅文「スターリンと石原莞爾—満ソ国境をめぐる攻防—」松戸清裕ほか編『ロシア革命とソ連の世紀2：スターリニズムの文明』239頁。

の広範な使用による敵の戦術防御区域への進攻により、敵の完全な包囲・壊滅を目指す。作戦の主要な役割は狙撃部隊が果たし、同目的のために各種部隊は相互支援を組織化する」と規定された⁵。興味深い点として、こうした「縦深戦術理論」がソ連国内の工業化の達成後に実現できると考えられていたことであり、重工業・軍需産業の発展とともにソ連軍の近代化が推進されたことがわかる。

ソ連の極東戦略の対日強硬路線が確立したのは、1933年から34年の間であると考えられている。これは日本が国際連盟を脱退して、ソ連がウクライナのホロドモール（大飢饉）などに苛まれながらも、米国との外交関係を回復して国際連盟に加盟した時期と重なる。ソ連史家のオレグ・フレブニューク（Oleg V. Khlevnyuk）の研究成果によると、スターリンが明示的に対日強硬路線を表明したのは1933年10月とされており、彼の側近であるヴァチスラフ・モロトフ（Vyacheslav M. Molotov）閣僚会議議長（首相）とラーザリ・カガノーヴィチ（Lazar M. Kaganovich）政治局員に送付した書簡にて「私（スターリン：筆者）の考えでは、今こそソ連と世界諸国は日本に対し、日本軍国主義に反対するための広範かつ合理的な国際世論の形成を準備しなければならない。この準備は、党機関紙『プラウダ』及び政府機関紙『イズヴェスチア』によって展開されなければならない。（中略）同時に、日本の帝国主義的、侵略主義的、軍国主義的な側面を鋭く描く必要がある」と激しく論じていたことが明らかにされている⁶。

ソ連の対日強硬路線が確立する過程では、極東での大規模な軍事再編も行われた。元々、ソ連の極東防衛はロシア革命後に樹立された極東共和国（ソヴィエト政権がシベリア出兵に対峙するために建国した緩衝国家）の軍隊であった人民革命軍が担当しており、ザバイカル州、沿海州、アムール州、サハリン州、カムチャッカ州を管轄区域としていたが、1929年10月の中東鉄道をめぐる張学良軍との中ソ戦争（奉ソ戦争）に際して、極東の諸部隊がシベリア軍管区から外されて、新たに特別極東軍が編成された。その後、1935年5月17日に極東軍管区が設立されて、特別赤旗極東軍が基幹部隊となった。同司令部はハバロフスクに置かれ、中国国民政府の軍事顧問などを務めたワシリー・ブリュッヘル（Vasily K. Blucher）元帥が司令官に着任した。同年6月2日に特別赤旗極東軍に再改編されたものの、1938年7月1日に極東方面軍が編成された⁷。また、1935年5月17日にはザバイカル軍管区も設立された。同軍管区は極東軍管区に隣接しており、東シベリア地域、ブリヤート・モンゴル自治共和国、ヤクート自治共和国の防衛とモンゴル人民共和国への軍事支援を担当

⁵ David M. Glantz, *Soviet Military Operational Art: In Pursuit of Deep Battle*, Frank Cass, 2017, pp. 21-25.

⁶ Хлевнюк, О.В. Сталин и Каганович, Переписка, 1931-1936. РОССПЭН, 2001. С. 386.

⁷ Министерство Обороны РФ, Военный Энциклопедический Словарь. Военное Издательство. 2007. С. 225.

した。同司令部はチタに置かれ、基幹部隊は第11機甲軍団、第5航空軍団、3個狙撃師団、2個騎兵師団などで編成された。これらの諸部隊はノモンハン事件に参戦したことで知られている。

極東での大規模な軍事再編と連動して、ソ連の外交・安全保障政策における極東戦略の位置づけが次第に優先的地位を占めるようになった。スターリンを中心としたソ連指導部は、日本との緊張が高まるなか、日ソ両国の軍事衝突の危険性を高く見積もっており、それが最もありうる戦場として満洲を挙げていた。このため、彼らは日本及び日本軍を全面的に研究する必要性に迫られ、極東地域の諸部隊に対して「あらゆる角度から日本、日本軍、将来の戦場と予想される満洲についての研究業務を遂行すること。(中略) 全ての戦術授業の中で、日本軍の戦術に関する正確な理解を定着させること。特に冬期のうちに、日本軍の特徴及び将来の戦場と予想される満洲への深い理解に到達すること」という指令を出していたことが明らかにされている⁸。1936年末のイルクーツク以東のソ連軍兵力は29万人以上(32個師団)と推測されており、ソ連軍全体の4分の1以上を占めた。兵器に関しても、戦車3,200両、大砲3,700門、重爆撃機300機、軽爆撃機345機に増強されて、関東軍を物量で圧倒するとともに、満ソ国境防衛のため、国境地帯に多数の小型要塞トーチカ(陣地)の建設が進められた⁹。

実際、日ソ間・満ソ間での満蒙権益確保をめぐる係争は間断なく続けられた。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉』によると、この時期の満ソ国境紛争は1932年から34年までに152回、1935年に176回(ハルハ廟事件)、1936年に152回(長嶺子事件)、1937年に113回(乾岔子島事件)、1938年に166回(張鼓峰事件)、1939年には159回も起きたことを伝えており、平均して2～3日に1回という高い頻度であった¹⁰。

(2) 極東での集団安全保障体制

ソ連の極東戦略を外交・安全保障の観点から分析すると、極東での集団安全保障体制の形成が重要な意義をもたらしたことがわかる。特にモンゴル人民共和国との軍事協力の深化は、モンゴルに親日・反ソ政権が誕生してソ連の勢力圏を脅かすという対外的リスクを回避しただけでなく、モンゴル人民共和国が中国から実質的に独立して、ソ連の「衛星国」としての地位を固めることにもつながった。

1933年10月19日の「ソ連共産党中央委員会政治局の日本の侵略への脅威に対するモン

⁸ ローシキナほか「スターリンの日本像と対日政策」五百旗頭真ほか編『日ソ関係史：パラレル・ヒストリーの挑戦』286頁。

⁹ 稲子恒夫編『ロシアの20世紀』(東洋書店、2007年)337頁。

¹⁰ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉』(朝雲新聞社、1969年)310頁。

「ゴル人民革命軍の軍事的・政治的準備とモンゴル人民共和国の防衛力の実態調査」では、日ソ関係の緊迫化についてモンゴル指導部も問題認識を共有することが求められ、満洲国や内モンゴル経由で軍事進攻を図ろうとする関東軍の動きに注意するよう指示が出された¹¹。そしてモンゴル人民革命軍の物質的・技術的能力の実態調査、モンゴル領の防衛力強化、日本軍の侵略に備えた軍事・経済動員計画について言及され、物資の輸送、商品備蓄の形成、道路と自動車輸送の改善、水上交通の利用、牧畜業の繁栄、農業生産物の加工などを精査するように命じられた¹²。実際、ソ蒙両国の軍事輸送については、ソ連指導部がシベリア鉄道を中心とした鉄道網の整備だけでなく、ソ蒙間の幹線道路の整備も進めていた。特に1932年末に極東での鉄道の軍事利用が正式に決定されると、ソ連全土の鉄道各所に政治部が設置されて、軍事動員態勢を整えることで日本軍の侵略に備えることができた。当時のソ蒙両国は4つの幹線道路（キャフタ、ボルジア、チュイ、トゥンキン）で接続しており、河川輸送ではセレンガ川が頻繁に利用された¹³。こうした軍事輸送の強化は、ソ蒙両国の軍事協力における兵站能力の向上をもたらし、両国間の兵力及び物資の大規模な移動を可能性にした。

また、モンゴルの防衛力強化のため、ソ連指導部はモンゴルの国防予算への財政支援を積極的に拡充した。1936年には、国防費として800万トゥグリクの資金提供を約束し、その代わりにペルジディーン・ゲンデン（Peljidiin Genden）首相に対してモンゴル人民革命軍の兵力を1万人から1万8,000人に増大させること、国防予算を800万トゥグリク（国家予算の約25%）から1,600万トゥグリク（国家予算の50%）に増加させることなどを求めた¹⁴。結果として、ゲンデン首相はこれを受け入れることに同意した。さらに、仮にモンゴル政府から要請があった場合には、ソ連軍の機械化部隊を派遣する用意があることも伝えられた。この点に関し、モンゴル国防大学元教授のガリンテフ・ミヤグマルサンブー（G. Myagmarsambuу）は1930年代後半のモンゴル人民共和国の国防予算の急騰を分析しており、1937年には国家予算の49%、38年には52.5%、39年には60.6%を占めていたと指摘している¹⁵。

こうして1936年3月12日に、ウランバートルでソ蒙相互援助議定書が締結された。同議定書では、前文において「極東における平和と安全を保持しようとする希望に導かれ、さ

11 Российско-Монгольское Военное Сотрудничество (1911-1946). Часть I. С. 306.

12 Там же. С. 306.

13 寺山恭輔『スターリンとモンゴル1931-1946』（みすず書房、2017年）142頁。

14 マンダフ・アリウンサイハン「モンゴル・ソ連相互援助議定書の締結と日本・ソ連・中国」『一橋社会科学』第2号（2007年）23頁。

15 ガリンテフ・ミヤグマルサンブー「ハルハ河戦争に参加したモンゴル人民革命軍について」ボルジギン・フスレ編『ハルハ河・ノモンハン戦争と国際関係』（三元社、2013年）71頁。

らに両国間の友好関係の強化を促進する目的」であることが示され、第三国によりソ蒙両国の領土に対する攻撃の脅威が発生した場合は、両国は迅速に情勢を審議し、領土保全のために必要とされる一切の手段を講じること（第1条）、ソ蒙両国は締約国の一方に対して軍事的攻撃が加えられた場合は、軍事支援を含むその他一切の援助を相互に提供すること（第2条）、ソ蒙両国は1925年にソ連軍がモンゴルから撤収したときと同様、前条文の義務履行のために締約国に駐留する他国の軍隊は、駐留の必要の解消とともに即時撤収すること（第3条）、同議定書は調印と同時に発効され、10年間有効とすることが合意された¹⁶。

同議定書の締結は、ソ蒙両国の軍事協力を軍事同盟に近いものに発展させ、極東での集団安全保障体制の形成に重要な役割を果たしたといえる。1936年4月には、モンゴル領内へのソ連軍の駐留が開始され、ザバイカル軍管区の第57特別軍団がウランバートルの防衛を担当することになった。同軍団がノモンハン事件時のソ蒙軍の基幹部隊になったことに鑑みると、モンゴルとの軍事協力の深化がソ連の極東戦略として有効に機能した一方、隣接する満洲国との国境紛争及び軍事衝突に大きな影響を与えたと位置づけられる。また、同議定書の締結は、モンゴル人民共和国が国際社会に対して法的主体であることを示したという意味でも、極東の安全保障環境に大きな意義をもたらした。

次に、極東での集団安全保障体制の形成において、中ソ不可侵条約の締結もソ連の極東戦略にとって重要であった。特に1936年12月の西安事件により中国国内で抗日共同・国共合作の方針が固まることにより、日中戦争前にソ連の極東戦略として中ソ関係の安定化が具体化されたことは興味深い。

1937年3月8日の「ソ連共産党中央委員会政治局の中国問題に対する決議」では、集団安全保障に関して、以下の条項が採択された¹⁷。

- ①中ソ不可侵条約に関する交渉再開をドミトリー・ボゴモロフ (Dmitry V. Bogomolov) 同志に委ねる
- ②太平洋地域協定 (太平洋地域条約) の締結問題で中国国民政府 (南京政府) が主導権を示すならば、私たち (ソ連: 筆者) の支援を約束する

¹⁶ Русский Архив: Великая Отечественная. Советско-японская война 1945 года: история военно-политического противоборства двух держав в 30-40 годы. Москва, ГЕРРА, 1997, Том. 18 (7-1). С. 65-66.

¹⁷ Русско-Китайские Отношения в XX веке: материалы и документы. Памятники исторической мысли, 2000. Т. 4-1, С. 40-41.

- ③中国国民政府に対して、2年以内に6年間、5,000万メキシコ・ドルのクレジットを供与し、航空機、戦車、軍需品を売却することに同意する。支払いを補うものとして、錫、タングステン、さらに現在の量を超えない範囲での茶を受領する
- ④ソ連領内で中国人パイロット及び戦車兵を養成することに同意する
- ⑤蒋介石の息子（蔣経国）が同意するならば、彼の中国「訪問」に反対しない¹⁸

ソ連指導部は当初、中ソ両国の二国間条約の締結交渉をボゴモロフ駐華大使に委ねたが、マクシム・リトヴィーノフ (Maxim M. Litvinov) 外務人民委員は、英国、米国、オーストラリアなどの太平洋諸国に日本を加えた太平洋地域協定の締結を目指していた。これは同協定を中ソ不可侵条約とともに締結することで、極東での中ソ関係の安定化だけでなく、日中対立を含めた中国問題の全ての責任をソ連が負うのを回避しようとしたものと考えられる。リトヴィーノフは、3月11日の蔣廷黻駐ソ中国大使との会談のなかで「仮に二国間の中ソ条約を締結すれば、太平洋地域協定の締結の機会は完全に潰されるでしょう。英国と米国は、新しい義務をできるだけ負いたくないと考えています。日本の侵略から中国を守るには、中ソ条約で十分であると期待して、中ソ両国の行動を遠くから見守るだけになってしまう」と鋭く指摘した¹⁹。

もっとも、6月29日にフランクリン・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 米大統領からアレクサンドル・トロヤノフスキー (Alexandr A. Troyanosky) 駐米大使に対して太平洋地域協定への参加の意思がないことが正式に伝えられると、同協定をめぐる国際秩序構想は水泡に帰した。7月7日に盧溝橋事件が勃発すると、孫科立法院院長はボゴモロフと会談して「中国国民政府は事態をきわめて深刻に受け止めており、大規模な軍事衝突が起こることを心配している。(中略) 蒋介石と紛争について話し合ったが、蔣はこの紛争が大規模なものとなり、泥沼化するだろうとの確認を口にしたという。彼自身は紛争が日中間の公然たる戦争に発展すると考えている」と伝えた上で、太平洋地域協定のような多国間協定ではなく、中ソ不可侵条約または中ソ両国の軍事協力を主目的とした中ソ相互援助条約の締結を打診した²⁰。

¹⁸ 蔣経国は1925年10月にモスクワ中山大学(中国労働者孫逸仙大学)留学のためにソ連に行き、11年以上もソ連に滞在したのち、1937年4月に帰国した。同決議で採択されたのは、蔣経国の中国「訪問」であり、「帰国」ではなく、この時点では蔣経国が中国へ行くことは了承されたものの、「帰国」については決定されていなかった。下田貴美子「ソ連側資料から見る1937年の蔣経国の「期待された」帰国」早稲田大学アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究科論集』(2016年)31頁。

¹⁹ ボリス・スラヴィンスキー/ドミトリー・スラヴィンスキー(加藤幸廣訳)『中国革命とソ連：抗日戦までの舞台裏』(共同通信社、2002年)364頁。

²⁰ Русско-Китайские Отношения в XX веке. Т. 4-1, С. 60. 家近亮子・川島真・岩谷将監修(河原地英武・平野達志訳)『日中戦争と中ソ関係：1937年ソ連外交文書』(東京大学出版会、2018年)59頁。

こうして8月21日に締結された中ソ不可侵条約は、日中戦争期にソ連の対華軍事支援を本格化させる契機となり、中国国民政府に対してクレジット及びソ連製の航空機や戦車などの提供が開始された。同条約はまた、ソ連指導部が日独防共協定に基づく反ソ・反共体制に中国が参加する懸念を払拭することにもつながり、ソ連の極東戦略が対日強硬路線を確立する中で極東及び東アジアの安全保障環境における中ソ関係の安定化という意味合いから重要な役割を果たした。

なお、近年の研究成果として、中ソ不可侵条約には極秘の「口頭声明」が存在しており、中国国民政府と日本が正常な関係を公式に回復するまでの間は、ソ連は日本といかなる不可侵条約も締結しないと宣言していたことが明らかにされている²¹。これは1941年4月に日ソ両国が日ソ不可侵条約ではなく日ソ中立条約を締結したことのソ連側の裏事情となったと考えられる。

(3) ノモンハン事件

ソ連の極東戦略が日本軍との本格的な直接対決を迎えたのが、1939年のノモンハン事件であった。日本では「ノモンハン事件」と呼ばれ、ロシアやモンゴルでは「ハルハ河戦争」と呼ばれることの多いこの戦いは、1939年5月から9月までの約4カ月間にわたり、日満軍とソ蒙軍との間で繰り広げられた激しい近代戦であった。この戦いの主な原因は、満蒙国境をめぐる日ソ間の認識の相違と考えられ、日満軍がハルハ河を、ソ蒙軍がハルハ河の東方約13キロメートルを国境線と認識していたことに起因するとされている。

ノモンハン事件はこれまで極東国際軍事裁判（東京裁判）の影響などにより、日本の参謀本部の不拡大方針を無視した現地の関東軍が、満蒙国境を「越境」して紛争を拡大させ、ソ連の機械化軍団の反撃を受けて一方的に大敗したと理解される傾向が強かった。しかしながら、近年の研究成果では、ノモンハン事件は日ソ両国ともに数多くの死傷者数を出したことが明らかにされている。ロシア軍事科学アカデミー元教授のグリゴリー・クリボシェーフ（Grigory F. Krivosheev）によれば、ソ連側の死傷者数はソ連崩壊後の史料公開などの影響で大幅に増加して2万5,655人とされている²²。これは日本近代史家の秦郁彦による日本側の死傷者数の推計である約1万8,000人から2万人までを大きく上回っている²³。

ノモンハン事件にて雌雄を決したのは、日本軍によるタムスク空爆からソ連軍による8月

21 ロシア側の先行研究は、ボリス・スラヴィンスキー（高橋実／江沢和弘訳）『考証：日ソ中立条約』（岩波書店、1996年）85頁。これは、ロシア連邦外務省外交文書館所蔵のモロトフ関係文書を典拠としている。中国側の先行研究は、鹿錫俊「日中戦争長期化の政策決定過程におけるソ連要因の虚実」『軍事史学』第53巻第2号（2017年）56頁。これは、台湾の国史館所蔵の機密文書を典拠としている。

22 Кривошеев, Г.Ф. Россия и СССР в войнах XX века: Книга потерь. Вече, 2010. С. 159.

23 秦郁彦『明と暗のノモンハン戦史』（PHP 研究所、2014年）347頁。

攻勢までの期間の、ソ連軍の戦争準備にあるといえる。特に兵站に関して、戦場となったノモンハン・ブルド・オボーから約650キロメートル離れた、シベリア鉄道のボルジャ駅を起点として軍事輸送を成功させたことは、ノモンハン事件での勝利のための重要な要因であった。これには、モンゴルとの軍事協力が重要な役割を果たした。7月5日にザバイカル正面と東部正面の指揮を一元化するため、チタに新たな司令部が創設され、グリゴリー・シュテルン (Grigory M. Shtern) 上級大将が「方面軍集団 фронтальная группа」司令官に任命された。そして7月19日に第57特別軍団を中心とした諸部隊が第1軍集団へと再編成されて、ゲオルギー・ジューコフ中將 (Georgy K. Zhukov) が同司令官に任命された。ジューコフには作戦戦闘を指揮する権限が与えられ、シュテルンにはザバイカル軍管区から第1軍集団への軍事輸送の監督権限が与えられ、どちらもソ連軍の戦争準備が本格化したことを意味していた²⁴。結果として、8月20日に開始された包囲殲滅作戦では、3方面からの総攻撃により関東軍の第23師団は壊滅的被害を受けた。これは1945年のソ連の対日参戦の前哨戦になったと考えられる。

また、8月23日に独ソ不可侵条約が締結されたことで、平沼騏一郎内閣は総辞職し、9月1日にドイツ国防軍がポーランド進攻して第二次世界大戦が開戦した。同日、スターリンはノモンハン事件での戦勝報告を受けており、ソ連が東西国境での軍事的脅威を払拭できたと確信した。その後、9月15日に日ソ停戦協定を締結すると、17日にソ連軍のポーランド進攻が開始された。ソ連は極東での軍事的勝利と欧州での外交的勝利を獲得したのである。

2. 「日独伊ソ四国協商」構想と日ソ中立条約

第二次大戦開戦後に東アジアの安全保障環境は大きく変化し、日本国内では陸軍省や外務省を中心に対ソ関係を中立化する動きが促進された。1939年8月30日に成立した阿部信行内閣は「自主外交の確立」を掲げ、欧州戦争への不介入と日中戦争の解決へ邁進するため、英米仏との国交調整とともに、ソ連との国交調整を開始した。こうした日ソ国交調整という外交方針は1940年1月に成立した米内光政内閣にも引き継がれ、「東亜新秩序」構想が推進される中、新秩序勢力であるソ連との国交調整も進展した。特に6月14日のパリ陥落までの欧州戦線でのドイツ国防軍の快進撃は、日本に対して南方の植民地（仏印、蘭印など）の再配分を求める南進論への傾倒を促す形となった。他方、ソ連側も、1939年11月から開始されたフィンランドとの冬戦争により国際連盟を除名されて、独ソ両国による

²⁴ 拙稿「ソ連から見たノモンハン事件——戦争指導の観点から」麻田雅文編『ソ連と東アジアの国際政治 1919-1941』（みすず書房、2017年）302頁。

欧州全土を巻き込んだ勢力圏分割が実現するかに見えた。

日本の「東亜新秩序」構想と日ソ国交調整という外交方針は、1940年7月22日に成立した第二次近衛内閣と松岡洋右外相による三国同盟外交に継承された。同内閣の組閣前に開催された、いわゆる「荻窪会談」にて、対ソ関係は有効期間を5年ないし10年とした「日滿蒙間国境不可侵協定」を締結し、その有効期間内に「対ソ不敗ノ軍備ヲ充実」するものとされた。この内容は、同月27日の大本営政府連絡会議で決定された「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」に反映されて、独伊両国との政治的結束を強化するとともに「対ソ国交ノ飛躍的調整」を図るという文言が加えられた²⁵。

1940年9月27日に締結された日独伊三国同盟の第5条では、ソ連に対する明確な敵対意識が明示なかったことを受けて（いわゆる「ソ連除外条項」）、同年10月3日に「日蘇国交調整要綱案」が作成された。これは松岡外相の掲げた、「日独伊ソ四国協商」構想を反映したものと考えられ、同案では日ソ両国の不侵略条約の締結を求めた上で、北樺太の石油及び石炭や北洋漁業など権益問題の解消や、勢力分割圏として内蒙古、華北、東南アジアを日本の勢力範囲とし、モンゴル人民共和国、新疆、中近東方面をソ連の勢力範囲として相互承認し、独伊両国と提携して世界新秩序を推進するとされた。

もっとも、この「四国協商」構想は、1940年11月12日と13日のヒトラー・モロトフ会談の内容に対する、同月25日のモロトフ外務人民委員による「追加条件」回答であった、①ドイツ国防軍のフィンランドからの撤兵要求、②ボルボラス・ダーダネルス両海峡地帯でのソ連軍事基地の創設、③バトゥミ、バクー以南からペルシア湾までの領土承認、④日本の北樺太での石油・石炭利権の放棄などにヒトラーが一切返答をせず、独ソ間の外交交渉が決裂した時点で実現可能性は潰えた。実際、12月18日にヒトラーは「総統指令第21号（バルバロッサ作戦指令）」を下しており、「四国協商」構想はまさに画餅であった²⁶。

1941年4月13日に締結された日ソ中立条約は、第1条で日ソ両国間の平和友好と領土保全の確約（ソ連のモンゴル人民共和国の支配と、日本の満洲国支配の領土保全と国境不可侵の相互尊重）、第2条で一方が第三国との軍事行動の対象となった場合には紛争期間中の中立を守ること、第3条で有効期間が1946年4月までとし、条約を破棄する場合には期間満了の1年前に本条約の廃棄を通告することが定められた。第3条は、皮肉にも1945年の日本の終戦期に重要な意味合いを有することとなった。

松岡外相の日ソ中立条約の基本構想にあった「四国協商」構想は、6月22日に勃発した独ソ戦争（東部戦線）という世界史的な出来事により水泡に帰したものの、しかし同条約

²⁵ 拙稿「ノモンハン事件・日ソ中立条約」筒井清忠編『昭和史講義』（ちくま新書、2015年）186頁。

²⁶ 同上、188頁。

は太平洋戦争期には枢軸国側と連合側という交戦する両陣営を結ぶ外交ルートとして存在した。そして同条約の存在は日本陸海軍に「北方静謐」をもたらし、日本が南方に軍を進める上で大きな歴史的転換点となった。興味深い点として、日ソ両国は外交的・軍事的思惑が異なる中で同条約を締結しており、必ずしも共通の利益や価値を共有していた訳ではなかった。

3. ソ連の対日参戦と日本の終戦外交

(1) ソ連の対日参戦

第二次大戦期、日ソ関係は表面上の安定さを保っており、双方の外交的・軍事的思惑は大きく異なったものの、極東における相互不干渉を基調とした大国間関係が形成されていた。第二次大戦の後半期になると、日本への独ソ和平とソ連への日米和平（終戦工作を含めた）という相互に仲介国としての役割を期待されることもあったが、前者は欧州戦線からソ連軍が解放されると日本にとって極東地域での脅威が増大するという懸念を、後者は太平洋戦線から日本軍が解放されるとソ連にとって極東地域の脅威が増大するという懸念をもたらしたため、どちらも実現することはなかった²⁷。

こうした中、ソ連の対日参戦の意思決定は水面下で進められていた。1943年10月の第3回モスクワ外相会談とその後のテヘラン会談にて、ナチ・ドイツ敗戦後の対日参戦の意思表明がなされたことは有名だが、45年2月のヤルタ秘密会談にて、ナチ・ドイツ敗戦の3カ月後に対日参戦が決定された。

1945年5月8日に欧州での第二次大戦が終結して以降、この動きは加速して、6月3日の国家防衛委員会決議第8916号「ザバイカル軍管区、沿海地方軍集団、極東方面軍における軍隊の統合と軍事輸送について」により、独ソ戦争で活躍したソ連軍の精鋭部隊の極東への追加投入が新たに決定された²⁸。具体的には、2个方面軍（元カレリア方面軍と第2ウクライナ方面軍）、4個軍（第5軍、第39軍、第53軍及び第6親衛戦車軍）、15個の歩兵、砲兵、戦車及び機械化軍団、36個の歩兵、砲兵及び高射砲師団、53個の旅団が再編成され、沿海地方と極東方面での軍備強化が進められた。このうちケーニヒスベルグ戦線で活躍した第5軍と第39軍は満洲東部へ、第6親衛戦車軍と第53軍は満洲西部へと、それぞれ対日参戦のために移動した²⁹。

27 拙稿「ソ連軍指導部の対日認識について—第二次世界大戦期を中心に—」『防衛研究所紀要』第22巻第2号（2020年）132頁。

28 РГАСПИ, Ф. 644, Оп.1, Д. 422, Л. 136-166.

29 Русский Архив: Великая Отечественная. Том.18 (7-1). С. 332.

さらに6月28日、赤軍最高総司令部はザバイカル方面軍、極東方面軍、沿海地方軍集団に対する新たな特別指令により、関東軍の壊滅を目的とした満洲への進攻作戦計画を極秘裏に伝えた(第11112号、第11113号、第11114号)。重要な点として、進攻作戦の準備完了を沿海地方軍集団は7月25日まで、極東方面軍は8月1日までに達成すべきとされ、この時点でスターリンの対日参戦は8月中を想定していたことが推測される³⁰。

指令第11112号は極東方面軍に対するもので、ザバイカル方面軍及び沿海地方軍集団とともに3方向から関東軍を包囲・壊滅させ、ハルビンを占領することが軍事目標として掲げられた。指令11113号は沿海地方軍集団に対するもので、ザバイカル方面軍並びに極東方面軍とともに3方向から関東軍を包囲・壊滅させて、満洲中央部へと進攻し「ハルビン、長春(新京)、清津を占領すること」が軍事目標として掲げられた。指令第11114号はザバイカル方面軍に対するもので、ソ連領及びモンゴル人民共和国の防衛任務を前提とした上で、満洲進攻作戦では沿海地方軍集団並びに極東方面軍とともに3方向から関東軍を包囲・壊滅して満洲中央部へと進攻し「赤峰、瀋陽(奉天)、長春、小二溝を占領すること」が軍事目標として掲げられた。これらの3つの特別指令により極東に向けてさらに大規模な派兵がなされ、対日参戦の準備は着々と進められた。1945年5月から6月にかけて、極東方面とザバイカル方面にはすでに配備されていた兵士を含めて、約150万人の兵士、5,250台の戦車、5,170機の航空機を集結させることができたのである。

また、本格的な軍事輸送として注目できるのが、1945年4月13日の国家防衛委員会決議第8121号「極東鉄道における作業改善措置について：クラスノヤルスク、東シベリア、ザバイカル、アムール、極東、沿海地方」である。同決議ではチタに本拠地を置く「極東鉄道区」の設立が採択されて、対象範囲として東シベリア、ザバイカル、アムール、極東、沿海地方鉄道が含まれた。この決議はドイツ敗戦後の欧州から極東への軍事輸送と連動しており、ノボシビルスク＝ウラジオストク間の鉄道が、5月1日まで1日24往復、8月1日まで1日30往復、10月1日まで38往復とされ、同時期の蒸気機関車の両数は5月1日まで2,708両、7月1日まで2,947両、9月1日まで3,107両と緻密に計算された³¹。

こうしたソ連の対日参戦計画は、ソ連が「ヤルタ秘密協定」を何としてでも厳守する形で東アジアの権益を確保したいという領土的野心や、連合国としての外交的責務だけでなく、1945年1月20日に大本営が発表した「帝国陸海軍作戦計画大綱」により、日本が本土決戦準備のために満洲から精鋭部隊を転用したことで、関東軍が弱体化したという軍事情勢

³⁰ 拙稿「ソ連の対日参戦における軍事と外交：国家防衛委員会による対日戦争指導」寺山恭輔編『スターリンの極東政策：公文書資料による東北アジア史再考』(古今書院、2020年) 102頁。

³¹ РГАСПИ, Ф.644, Оп.1, Д. 397, Л. 148.

とも密接に関連している。決戦期の関東軍の戦力構成に関しては、米軍諜報機関を通じてソ連軍指導部に軍事機密情報として伝わっていたとする先行研究も存在する³²。

(2) 日本の終戦外交

鈴木内閣が直面した難問の一つは、1945年4月5日に生じたソ連による日ソ中立条約の不延長通告であった。モロトフ外務人民委員は佐藤尚武駐ソ大使に対して、同条約が締結された1941年4月には、バルバロッサ作戦も真珠湾攻撃も起きていなかったと説明した上で「状況は根本的に変化した。ドイツはソ連を攻撃し、ドイツの同盟国である日本は独ソ戦においてドイツを援助した。のみならず日本はソ連の同盟国である英米両国と戦争している。このような状況の下で日ソ中立条約は意味を失いこの条約の期限を延長することは不可能である」とされた³³。

こうした事態を受けて、5月11日から14日にかけて最高戦争指導会議が開催された。同会議の主要議題はドイツ敗戦後の対ソ外交についてであり、鈴木首相はソ連の参戦防止が日本の戦争指導の絶対的条件であることを再確認した。その上で、陸軍の意向を反映した「参戦防止」と、海軍の意向を反映した「ソ連の好意的中立」という従来の目標に加えて「戦争の終結に関し我方に有利なる仲介を為さしむる」という目標を新たに了解し、日ソ両国間の話し合いの開始が決定した³⁴。また、ソ連を仲介とした終戦工作では、対ソ交渉を有利に進展させるための方策として、ポーツマス条約及び日ソ基本条約を破棄することも審議されて、具体的には、①漁業権の解消、②津軽海峡の開放、③北満洲における諸鉄道の譲渡、④内蒙古におけるソ連の勢力範囲、⑤旅順及び大連の租借をも覚悟する必要があるとされた。さらに「場合に依りては千島北半を譲渡するも止むを得ざるべし³⁵」としながらも、朝鮮は日本に留保しつつ、南満洲は中立地帯とするなど可能な限り満洲国の独立を維持するような譲歩が求められた。

最高戦争指導会議での決定を受けて、広田弘毅元首相はソ連側の意図を探るため、ヤコフ・マリク (Yakov A. Marik) 駐日大使を介して終戦工作を進めるといふ、広田・マリク会談の実現に奔走した。広田は日本側の意向として、①満洲国の中立化 (太平洋戦争終結後に日本は撤兵し、日ソ両国において満洲国の主権及び領土の尊重並に内政不干渉を約束すること)、②石油の供給があれば漁業権を解消することも辞さない、③その他、ソ連

³² Glantz, *The Soviet Strategic Offensive in Manchuria, 1945: 'August Storm,'* Frank Cass, 2003. p. 354.

³³ 鹿島平和研究所編『現代国際政治の基本文書』(原書房、1987年) 77頁。

³⁴ 外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録(中巻)』(山手書房新社、1990年) 453頁。

³⁵ 江藤淳監修『終戦工作の記録(下)』(講談社文庫、1986年) 82頁。

の希望する諸案件についても論議するという3つの条件を伝えた³⁶。これに対して、マリク大使はソ連本国へ必ず伝達するとは言いながらも交渉は進展せず、同会談は事実上中断する形になってしまった。

他方、日本政府は1945年6月18日の最高戦争指導会議において、英米が日本に無条件降伏を要求してきた場合は徹底抗戦を継続しつつも、その間に第三国に和平工作を求めたことを決定した。これは木戸が6月8日に起草した「時局収拾対策試案」を反映したものであり、ソ連を仲介とした連合国側との和平交渉を進めることとなった。天皇もまた、対ソ交渉の促進を強く要望しており、6月22日の最高戦争指導会議構成員の懇談会においても、早期の終戦工作の具体化を期待した。

なお、鈴木内閣の終戦工作は対ソ外交のほかに、連合国側との和平交渉を第三国の仲介により実現しようと試みた終戦工作も存在し、第二次大戦の中立国であったスウェーデンのウィダー・バグゲ (Vidar Bagge) 駐日公使と岡本季正駐スウェーデン公使による和平工作、米国がスイスに置いた諜報機関のアレン・ダレス (Allen W. Dulles) 戦略事務局 (OSS) スイス支局長と加瀬俊一駐スイス公使による日米直接交渉、ローマ教皇庁ヴァニヨッチ (Vagnozzi) 司教と日本公使館嘱託の富沢孝彦牧師によるバチカン工作などが見られた³⁷。とりわけ、ダレスを通じた和平工作は、日本側の要望として主権の保持 (国体及び天皇の地位)、商船隊を現状のまま残すこと、朝鮮・台湾の領有継続という3つの和平条件を伝えたものの³⁸、ダレスはあくまで日本側に無条件降伏を勧め、要望に応える姿勢を示さなかった。日本の戦争指導として、終戦工作では対ソ外交を最優先することが決定していたことから、これらが具体的な成果として結実することはなかった。

鈴木内閣の終戦工作が対ソ外交を軸に組み立てられたことを歴史的に考察する上で、東郷茂徳外相とソ連との関係について理解することが重要な手掛かりとなる。日本政府はなぜ、ソ連に国運を賭すこととなったのだろうか。東郷は自著『時代の一面』の中で、鈴木内閣の外相就任前の1944年秋から冬にかけて、軽井沢の別荘で各国の敗戦史を研究したことを記している。特に第一次大戦のロシアとドイツの敗戦に強い関心を示しており、東郷は「敗戦に傾く際に処理の方法宜しきを得ざれば政治革命は素より社会革命迄突発する³⁹」ことを危惧している。他方、東郷は日米開戦時の外相であったことから、「ハル・ノート」を突きつけた米国に対しても「皇室王室を前世紀の遺物視する軽侮の念とこれが帝国主義の根源であるとの

36 「日ソ外交交渉記録」外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 (中巻)』575頁。

37 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02033033100、外務省記録「大東亜戦争関係一件「スウェーデン」「スイス」「バチカン」等ニ於ケル終戦工作関係」(外務省外交史料館)。

38 藤村義朗「ダレス工作」外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録 (中巻)』423頁。

39 東郷茂徳『時代の一面』(原書房、1967年) 315頁。

誤解よりして途方もない要求をするかも知れぬ⁴⁰」として不信感を募らせている。こうして東郷はソ連との関係を、参戦防止を通り越して戦争終結の見地より処理すべき時期に来たと判断して「軍部の希望を利用して急速和平へ導く⁴¹」ことを目指したと考えられる。

東郷のこうした外交姿勢は、彼の大臣秘書官を務めた大野勝巳への戦後のインタビューからも明らかにされており「東郷さんは入閣前、各国の敗戦史を研究していた。そして、強い力を持った、国際的に強い発言力を持った国をつかまえて、その国と一緒に、中央突破する以外に方法はない⁴²」と考えていたことが述べられている。そして「ソ連はまだ参戦していない。中立国だし、もちろんソ連を通じて和平をやるということは、連合国側の腹の中に飛び込むことであり、飛び込んでしまって中央突破してしまうのがいい。それに私（東郷：筆者）は駐ソ大使をしていたとき、相当の印象をソ連要路者に与えている⁴³」と話したとされる。最後の部分は東郷が駐ソ大使であった1939年に、ノモンハン事件の停戦交渉をめぐるモロトフ外務人民委員と外交折衝したことを指していると推測されるが、こうしたソ連への中央突破による終戦工作が、彼の外交姿勢の根底にあったと伺うことができる。なお、東郷とは対照的に、モスクワの佐藤大使は、1945年6月8日に「終戦意見電報」を送ってソ連を仲介とした終戦工作に疑問を呈していた。同大使は「独逸との戦争に鎬を削り極東の静謐保持に専念せざるを得ざりし当時においてなほ且つ然りとせば、独壊滅の今日、ソ連として何を苦んでソ米関係を犠牲にしてまでも日ソ関係の増進を考ふべきや⁴⁴」として、ソ連が米ソ関係よりも日ソ関係を優先する可能性が低いことを冷静に判断している。

7月12日に近衛元首相が対ソ特使の大命を受けて、酒井鎬次陸軍中將らに「和平交渉に関する要綱⁴⁵」を作成させた。そして同日20時50分、東郷は佐藤大使に緊急公電を打ち「この際歩武を進め三国会談（ポツダム会談：筆者）開始前に『ソ』側に対し戦争の終結に関する大御心を伝え置くことが適当なりと認められる⁴⁶」として、ソ連側に天皇の和平への願いを伝えるよう訓令を発した。しかし、佐藤大使はモロトフ外務人民委員と面会することができず、ソロモン・ロゾフスキー（Solomon Z. Rozovsky）外務人民委員代理に上記した旨を伝達しただけにとどまった。近衛特使により手渡されるはずであった天皇親書は、結果としてスターリンの手元に届くことはなく、歴史の皮肉であろうか、同親書と入れ違い

40 同上、316頁。

41 同上、328頁。

42 読売新聞社編『昭和史の天皇4』（中公文庫、2012年）284頁。

43 同上、284頁。

44 「佐藤大使終戦意見電報」外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録（中巻）』635頁。

45 「和平交渉の要綱」外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録（中巻）』602-605頁。

46 「東郷外務大臣、佐藤在ソ大使間往復電報」外務省編『日本の選択 第二次世界大戦終戦史録（中巻）』613頁。

に彼らが鉄道で向かった先は、連合国による最後の三巨頭会談の開催地となったポツダムであった。

7月26日にポツダム宣言が英米中により採択され、ソ連は追認という形を採用した。同宣言は日本に対して無条件降伏を要求し、仮に受諾しなければ「最後の打撃を加ふる」と警告していた。日本政府の反発は大きく、特に国体護持を中軸として戦争終結を志向していた宮中・重臣グループにとっては戦争終結（工作）の根底を覆されたような状況であった。鈴木首相は記者会見において、同宣言の黙殺と断固抗戦という旨の談話を公表した。この「黙殺」発言は軍部への懐柔により国内の反発を避けるという意味合いもあったが、結果として、ソ連の対日参戦を決定づけることとなった。

おわりに

1945年8月6日の広島への原爆投下と9日のソ連参戦という「ダブル・ショック」は、天皇を平和の意志へと大きく動かした。木戸は鈴木に「聖旨」を伝え、速やかにポツダム宣言を受諾するよう力説した。東郷も鈴木を訪れて「急速戦争終結を断行するの必要」を説き、鈴木はこれに同意した。8月9日の最高戦争指導会議とその後の2度の聖断により、日本はポツダム宣言を受諾することになった。

この「ダブル・ショック」に関しては、どちらがより日本の終戦に大きな衝撃を及ぼしたのかという学術論争が存在する。近年刊行された『昭和天皇実録』を読むと、8月8日に天皇は「この種の兵器の使用により戦争継続はいよいよ不可能にして、有利な条件を獲得のため戦争終結の時機を逸するは不可につき、なるべく速やかに戦争を終結せしめるよう希望され」たとしているが、ポツダム宣言の受諾という文言自体は登場しない。木戸が鈴木より「最高戦争指導会議においてポツダム宣言に対する態度を決定したきことを聴取した」のは、ソ連の対日参戦後ということになる⁴⁷。

日本本土の終戦後もソ連軍の軍事進攻は継続され、満洲、樺太、千島列島での戦争は激しさを増していった。特に千島列島では、8月18日の占守島の戦いを皮切りに24日に幌筵島、25日に温祢古丹島、28日に択捉島、31日に得撫島、9月1日に国後島及び色丹島、そして4日に歯舞諸島へとソ連の軍事進攻がなされた。これらは、北方領土問題という負の政治的遺産となった。

9月2日、スターリンは対日戦勝記念演説にて、日露戦争、シベリア出兵、張鼓峰事件、ノモンハン事件といった日本の「略奪行為」とその報復行為としてのソ連の対日参戦に言及

⁴⁷ 宮内庁編『昭和天皇実録』第9巻（東京書籍、2016年）750頁。

した上で「南サハリンとクリル諸島がソ連の領有になることでこれらはソ連を太平洋から切り離す手段や日本がソ連極東地域を攻撃するための基地ではなく、ソ連を太平洋と直結させる手段や日本の侵略からソ連を防衛するための基地になる」と指摘した⁴⁸。スターリンがこの時点で南樺太及び千島列島の領有を、太平洋への出口として戦略的に位置づけていたことは興味深く、戦後東アジアにおけるソ連の戦略的基盤の構築を目的としたことが推測できる。

ソ連は満洲事変後から極東戦略を本格的に発展させて、外交と安全保障の両面で、近代東アジアの安全保障環境における重要な大国として存在するようになった。特に、日ソ両国の2つの「戦争史」である、ノモンハン事件とソ連の対日参戦での勝利を最大限に利用して、東アジアでの権益確保という形で国際秩序を形成した。かつて国際政治学者の細谷千博は、日本の対ソ終戦外交を「幻想の外交」と表現したが⁴⁹、これは対ソ外交への過信だけでなく、敗戦の危機に瀕した日本政府が選択を余儀なくされた大国間外交という政治決断であった。そして日ソ関係に存在していた大国間外交の終焉とともに、戦後世界は幕を開けた。アジア冷戦史の始まりである。

48 СТАЛИН: PRO ET CONTRA. РХГА/Пальмира. 2017. С. 254.

49 細谷千博『両大戦期の日本外交』（岩波書店、1988年）303頁。

